

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら  
まし

- 1 資金前渡できる経費の範囲に、2月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は1月当たりの対価の額が定められているものを追加します。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行します。